

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
---	---

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 I P通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容								
(1) I P通信網サービス区域の設定	(略)								
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>オ カ メニュー6 (インターネットプロトコルバージョン6による通信のみ行うことが可能なもの)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) メニュー6-2には、次表のとおり品目及び保守の態様又は提供の形態による細目があります。</p> <p>A 品目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>B 保守の態様による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>C 提供の形態による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン2のものは品目が100Mb/sのものに限り提供します。</p>	(略)	(略)	区 別	内 容	プラン1	プラン2以外のもの	プラン2	当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの
(略)									
(略)									
区 別	内 容								
プラン1	プラン2以外のもの								
プラン2	当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの								

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 I P通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容								
(1) I P通信網サービス区域の設定	(略)								
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア ～ (略)</p> <p>オ カ メニュー6 (インターネットプロトコルバージョン6による通信のみ行うことが可能なもの)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) メニュー6-2には、次表のとおり品目及び保守の態様又は提供の形態による細目があります。</p> <p>A 品目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>B 保守の態様による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>C 提供の形態による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン2のものは品目が100Mb/sのものであって、保守の態様による細目がクラス1のものに限り提供します。</p>	(略)	(略)	区 別	内 容	プラン1	プラン2以外のもの	プラン2	当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの
(略)									
(略)									
区 別	内 容								
プラン1	プラン2以外のもの								
プラン2	当社が別に定める取扱所交換設備を当社(エントリが指定する複数のI P通信網契約者が同一プラン)時に利用することがあるもの								

新旧対照

旧		新																																	
<p>D プラン1に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-1</td> <td>プラン1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン1-2</td> <td>その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	プラン1-1	プラン1-2以外のもの	プラン1-2	その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの	備考	プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。	<p>D プラン1に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-1</td> <td>プラン1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン1-2</td> <td>その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>E プラン1-1に係る契約者回線の終端の場所による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-1-1</td> <td>その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン1-1-2 (局外接続メニュー)</td> <td>プラン1-1-1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>各細目相互間の変更を行うことはできません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>F プラン1-2に係る契約者回線の終端の場所による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1-2-1</td> <td>その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン1-2-2 (局外接続メニュー)</td> <td>プラン1-2-1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>各細目相互間の変更を行うことはできません。</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	プラン1-1	プラン1-2以外のもの	プラン1-2	その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの	備考	プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。	区 別	内 容	プラン1-1-1	その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの	プラン1-1-2 (局外接続メニュー)	プラン1-1-1以外のもの	備考	各細目相互間の変更を行うことはできません。	区 別	内 容	プラン1-2-1	その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの	プラン1-2-2 (局外接続メニュー)	プラン1-2-1以外のもの	備考	各細目相互間の変更を行うことはできません。
区 別	内 容																																		
プラン1-1	プラン1-2以外のもの																																		
プラン1-2	その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの																																		
備考	プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。																																		
区 別	内 容																																		
プラン1-1	プラン1-2以外のもの																																		
プラン1-2	その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの																																		
備考	プラン1-2のものは、品目が1Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。																																		
区 別	内 容																																		
プラン1-1-1	その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの																																		
プラン1-1-2 (局外接続メニュー)	プラン1-1-1以外のもの																																		
備考	各細目相互間の変更を行うことはできません。																																		
区 別	内 容																																		
プラン1-2-1	その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるもの																																		
プラン1-2-2 (局外接続メニュー)	プラン1-2-1以外のもの																																		
備考	各細目相互間の変更を行うことはできません。																																		
<p>(工) ～ (略) (タ) キ ～ (略) サ</p>		<p>(工) ～ (略) (タ) キ ～ (略) サ</p>																																	

新旧対照

旧	新
---	---

(3) ～ (略) (22)	
----------------------	--

- 2 料金額
 2-1
 ～ (略)
 2-5
 2-6 メニュー6に関する利用料金
 (1) 削除
 (2) メニュー6-2に係る利用料
 ア プラン1-1に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	クラス1	クラス2
100Mb/sのもの	(略)	(略)
200Mb/sのもの	(略)	(略)
300Mb/sのもの	(略)	(略)
1 Gb/sのもの	(略)	(略)
10Gb/sのもの	(略)	(略)

(3) ～ (略) (22)	
----------------------	--

- 2 料金額
 2-1
 ～ (略)
 2-5
 2-6 メニュー6に関する利用料金
 (1) 削除
 (2) メニュー6-2に係る利用料
 ア プラン1-1-1に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	クラス1	クラス2
100Mb/sのもの	(略)	(略)
200Mb/sのもの	(略)	(略)
300Mb/sのもの	(略)	(略)
1 Gb/sのもの	(略)	(略)
10Gb/sのもの	(略)	(略)

イ プラン1-1-2に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	クラス1	クラス2
100Mb/sのもの	1,401,000円 (税込価格 1,541,100円)	2,802,000円 (税込価格 3,082,200円)
200Mb/sのもの	4,001,000円 (税込価格 4,401,100円)	8,002,000円 (税込価格 8,802,200円)
300Mb/sのもの	4,801,000円 (税込価格 5,281,100円)	9,602,000円 (税込価格 10,562,200円)
1 Gb/sのもの	5,201,000円 (税込価格 5,721,100円)	10,402,000円 (税込価格 11,442,200円)
10Gb/sのもの	24,405,000円 (税込価格 26,845,500円)	48,810,000円 (税込価格 53,691,000円)

新旧対照

旧			新		
イ プラン1-2に係るもの			ウ プラン1-2-1に係るもの		
1 契約者回線ごとに月額			1 契約者回線ごとに月額		
品 目	料 金 額		品 目	料 金 額	
	クラス1	クラス2		クラス1	クラス2
1 Gb/sのもの	(略)	(略)	1 Gb/sのもの	(略)	(略)
10Gb/sのもの	(略)	(略)	10Gb/sのもの	(略)	(略)
ウ プラン2に係るもの			エ プラン1-2-2に係るもの		
1 契約者回線ごとに月額			1 契約者回線ごとに月額		
区 分	料 金 額		品 目	料 金 額	
				クラス1	クラス2
100Mb/sのもの	(略)		1 Gb/sのもの	3,201,000円 (税込価格 3,521,100円)	6,402,000円 (税込価格 7,042,200円)
			10Gb/sのもの	13,405,000円 (税込価格 14,745,500円)	26,810,000円 (税込価格 29,491,000円)
オ プラン2に係るもの			オ プラン2に係るもの		
1 契約者回線ごとに月額			1 契約者回線ごとに月額		
区 分	料 金 額		区 分	料 金 額	
100Mb/sのもの	(略)		100Mb/sのもの	(略)	

新旧対照

旧					新						
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの					2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの						
区 分		単 位	料金額 (月額)		区 分		単 位	料金額 (月額)			
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)			
特定通信先追加機能 (配信エリア拡大オプション)	この機能を利用するメニュー6-2 (プラン1-1のものに限ります。)に係る契約者回線について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点 (当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間の通信を行うことを可能とする機能		(略)	(略)		特定通信先追加機能 (配信エリア拡大オプション)	この機能を利用するメニュー6-2 (プラン1-1のものに限ります。)に係る契約者回線について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点 (当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間の通信を行うことを可能とする機能		(略)	(略)	
	備考	1 ~ 5 (略)	(略)	(略)			備考	1 ~ 5 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)			

新旧対照

旧		新	
第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用 (略)		第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用 (略)	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (6)	(略)	(1) ～ (略) (6)	(略)
(7) 時刻指定工事費の適用	ア メニュー2-2 (料金表第1表第1類第1の1(2)イの(コ)に規定する契約者回線の終端の場所をIP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。)、メニュー5、メニュー6-7又はメニュー8 (契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限ります。)に係る契約者回線について、IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申出をしたIP通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> イ (略) ウ (略)	(7) 時刻指定工事費の適用	ア メニュー2-2 (料金表第1表第1類第1の1(2)イの(コ)に規定する契約者回線の終端の場所をIP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。)、メニュー5、 <u>メニュー6-2 (その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所内となるものを除きます。)</u> 、メニュー6-7又はメニュー8 (契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限ります。)に係る契約者回線について、IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申出をしたIP通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。 ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> イ (略) ウ (略)
(7)の2 ～ (略) (12)	(略)	(7)の2 ～ (略) (12)	(略)

新旧対照

旧	新
---	---

2 工事費の額

2-1

～ (略)

2-5

2-6 メニュー6に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、接続契約者回線の収容、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更等に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事 ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) × メニュー 6-7 に係る もの	1 の工事 ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	② 交換機等工事のみの場 合	1 の工事 ごとに 基本額	2,000円 (税込価格 2,200円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) × メニュー 6-2 に係る もの	① ～ (略) ⑥	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
	(ウ) (略)	(略)	(略)
ウ 回線収容部工事費		(略)	(略)
エ 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事 (略)

2 工事費の額

2-1

～ (略)

2-5

2-6 メニュー6に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、接続契約者回線の収容、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更等に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事 ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) × メニュー 6-2 又は× メニュー 6-7 に係る もの	1 の工事 ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	② 交換機等工事のみの場 合	1 の工事 ごとに 基本額	2,000円 (税込価格 2,200円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) × メニュー 6-2 に係る もの	① ～ (略) ⑥	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
	(ウ) (略)	(略)	(略)
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ 回線収容部工事費		(略)	(略)
オ 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事 (略)

新旧対照

旧	新
---	---

- 第3 線路設置費
 1 適用 (略)
 2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー2に係るもの (略)	(略)
メニュー5に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

- 第3 線路設置費
 1 適用 (略)
 2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー2に係るもの (略)	(略)
メニュー5に係るもの	別に算定する実費
メニュー6に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

基本的な技術的事項

- 1 メニュー2
 (1) メニュー2-2に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧/ 光出力	その他
10Mb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
100Mb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
1 Gb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
10Gb/s	10GBASE-LR	SCコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

- (2) メニュー2-3に係るもの

2
 ~ (略)
 4

基本的な技術的事項

- 1 メニュー2
 (1) メニュー2-2に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧/ 光出力	その他
10Mb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
100Mb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
1 Gb/s	(略)	(略)	(略)	(略)
10Gb/s	10GBASE-LR	SCコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	10GBASE-LR	LCコネクタ (IEC標準 61754 -20準拠)	-8.2dB (平均 値) 以上 0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
	10GBASE-SR	LCコネクタ (IEC標準 61754 -20準拠)	-8.2dB (平均 値) 以上 0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

- (2) メニュー2-3に係るもの

2
 ~ (略)
 4

新旧対照

旧	新
---	---

5 メニュー6

(1) メニュー6-1に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧/ 光出力	その他
100Mb/s及び200Mb/sのもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm (平均値)以下	IEEE802.3u準拠
1 Gb/s及び2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC 標準 60874-14準拠)	-3 dBm (平均値)以下	IEEE802.3z準拠

(2) メニュー6-2に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧/ 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s及び1 Gb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3 dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠

5 メニュー6

(1) 削除

(2) メニュー6-2に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧/ 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s及び1 Gb/sのもの	1000BASE-LX (回線終端装置なし)	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3 dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX (回線終端装置あり)	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	2.1 V (P-P)以下	・送出電圧は、 100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	1000BASE-LX (回線終端装置あり)	LCコネクタ (IEC標準61754-20準拠)	-3dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-SX (回線終端装置あり)	LCコネクタ (IEC標準61754-20準拠)	0dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-T (回線終端装置あり)	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準拠)	3.1 V (O-P)以下	・送出電流は、 100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠

新旧対照

旧					新				
10Gb/sのもの	10GBASE-LR	SCコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	+0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠	10Gb/sのもの	10GBASE-LR	SCコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	+0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
		LCコネクタ (IEC標準61754 -20準拠)					LCコネクタ (IEC標準 61754 -20準拠)	-8.2dB (平均 値) 以上 0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠
						10GBASE-SR (回線終端装 置あり)	LCコネクタ (IEC標準 61754 -20準拠)	-8.2dB (平均 値) 以上 0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3-2005 準拠

(3) メニュー6-7に係るもの (略)

(3) メニュー6-7に係るもの (略)

附 則 (令和7年3月26日東経営000200000535号)

(実施期日)

- この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー6-2のプラン1に係る通信の態様による細目がプラン1-1のものに係るIP通信網サービス	メニュー6-2のプラン1に係る通信の態様による細目がプラン1-1のもであって、プラン1-1に係る契約者回線の終端の場所による細目がプラン1-1-1のものに係るIP通信網サービス
メニュー6-2のプラン1に係る通信の態様による細目がプラン1-2のものに係るIP通信網サービス	メニュー6-2のプラン1に係る通信の態様による細目がプラン1-2のもであって、プラン1-2に係る契約者回線の終端の場所による細目がプラン1-2-1のものに係るIP通信網サービス